

18世紀後半から19世紀初頭の3%コンソル保有者の 一断面：未請求者リストの分析

稲富，信博
九州大学：名誉教授

<https://doi.org/10.15017/2333982>

出版情報：経済学研究. 86 (1), pp.33-60, 2019-06-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

18世紀後半から19世紀初頭の3%コンソール保有者の一断面

— 未請求者リストの分析 —

稲 富 信 博

1. 課題と分析対象

現代資本主義を理解する概念として「金融化」が注目され、1970年代末以降の「金融部門の量的膨張」という現象に関して実証的・理論的分析が進んでいる。本論文は、1970年代から遡ること200年以上前の18世紀後半から19世紀初頭までの、イギリスにおいて本格的に進行した「金融化」＝国債発行の膨張、を支えた国債保有者の実態を解明しようとする一作業である。

18世紀前半のイギリス国債市場や保有者に関する包括的研究として Dickson (1967) があるが、彼が対象とした国債市場の発行残高は1748年に7,829万ポンドであった。ところが、その後の1817年に10倍以上の8億1,722万ポンドに膨張した(稲富、2000、3頁表1-1、9頁表1-2)が、18世紀後半以降の国債保有者に対する研究は、海外投資家に関する研究¹⁾は別として、後述するように断片的である。

しかし、吾々が近年利用できるようになった社会科学系学術図書コレクション *Making Modern World* には、1791年以降イングランド銀行が公表した、同行取扱い長期国債に対して利子配当を請求しなかった未請求者の8リストがある(Bank of England, 1791a～1842h)²⁾。

これらリストを利用することによって、18世紀後半以降の国債保有者の実態を明らかにする

最初の分析作業として、本論文では、1763年にイングランド銀行取扱い長期国債の38.9%を占め、1817年には50.8%を占めるに至った3%コンソール国債(Consolidated 3% Annuities)の利子配当に対する未請求口座および未請求者を分析する。

これら未請求者リストを、公表年と公表順にアルファベットを付し、3%コンソールの利子配当に対する未請求口座数および未請求者数をまとめると、表1のようになる。

「未請求が生じた期間」は、保有口座ごとに記載されている Date when First Dividend became payable から採ったデータである。これを文字通りに解釈すると、「未請求者が国債を購入し、最初の配当を受け取ることとなった年月」、即ち、購入年月を意味しそうだが、本論文では後述するように、購入年月ではなく、未請求が生じた年月として処理した。

8リストのうち、1791bは1791aとは同一内容で、また、1836gと1842hは、後述するように未請求が10年以上続いたため、国債削減委員会(the Commissioners for the Reduction of the National Debt)に移転(transfer)された未請求口座のみを記載している。したがって、分析対象としたのは、1791bと1842hを除く、1791a、1791c、1800d、1805e、1823fと、参考として分析した1836gの6リストである。

表1 3%コンソルの未請求口座に関する各リストの特徴

リスト名	未請求が生じた期間	未請求を確定した日	未請求口座数	未請求者数
1791a	1753年1月-1780年7月	1790年12月31日	3,033	3,472
1791b	同上	同上	同上	同上
1791c	1781年1月-1788年7月	1791年10月31日	2,585	3,186
1800d	1753年1月-1797年7月	1800年10月1日	5,623	6,652
1805e	1753年1月-1802年7月	1805年6月29日	7,450	8,822
1823f	1753年1月-1820年1月	1822年12月31日	10,169	12,355
国債削減委員会に移転された国債				
1836g	1820年7月-1826年1月	1830-36年の各1月5日	423	635
1842h	1831年7月-1832年1月	1842年1月5日	77	117

なお、未請求口座 (account) は1人が保有する単独口座 (sole account) と、複数人 (2人から最大7人) が共同で保有する共同口座 (joint account) があるため、未請求口座数と未請求者数は相違する。ちなみに、1791aでは、単独口座は口座数の90.5% (人数の79.0%)、共同口座は9.5% (21.0%) を占めていた。その後、一貫して単独口座は減少し、共同口座は増加している。1823fでは、単独口座は80.8% (63.1%) に減少し、共同口座は19.2% (36.9%) と増加している。

注意すべきは、1836gを別として、1791c以降のリストには、それ以前のリストに記載されている未請求口座・未請求者が重複して記載されている。まず、1791cの「未請求が生じた期間」は1791aと相違するが、1791aに記載された口座が「1781年1月-1788年7月」中にもコンソルを継続保有しているため、未請求が生じたケースも1791cには記載されている。さらに、1800d、1805e、1823fの未請求期間は「1753年1月」から始まっているため、各リスト作成時点で依然として未請求であり、それ以前のリストに記載された口座も重複記載されている。

したがって、それ以前のリストに記載され重複記載されている口座を除外し、各リストに新規に記載された口座のみを挙げると、表2のようになる。これら新規口座が本論文の分析対象であり、未請求が生じた期間に応じて時系列的に比較した。

表2 新規記載の未請求口座数と人数

リスト名	未請求が生じた期間	新規口座数(人数)
1791a	1753年1月-1780年7月	3,033 (3,472)
1791c	1781年1月-1788年7月	2,468 (3,022)
1800d	1789年1月-1797年7月	3,085 (3,811)
1805e	1798年1月-1802年7月	3,828 (4,716)
1823f	1803年1月-1820年1月	6,243 (7,996)
1836g	1820年7月-1826年1月	423 (635)

さて、1791aを分析した先行研究として、坂本 (2015、162-5頁) がある³⁾。坂本 (2015) は、第一次史料を渉獵・分析し、18世紀後半の『投資社会』を明らかにしている貴重な研究である。しかし、本リストの分析に当たっては、3,388名 (吾々の集計では3,472名) が記載されていると言及しているにもかかわらず、未請求者を地域

別あるいは州別に実数を示すことなく、州別に「10人未満」から「40人以上」の5段階で分類しているデータのみを提示し、また、未請求者の階層分類においても、実数を示すことなくジェントルマン層と中流層といった曖昧な分類に終始しているデータ処理、後述する Green & Owen (1997, p. 528) の誤りを踏襲している、などの問題がある。

2. イングランド銀行が管理する未請求金を巡る問題

そもそも、1791年に未請求者リストが発表されるに至った経緯は、アメリカ独立戦争によって悪化した財政状況にあった。独立戦争が終結した1783年に最年少の首相となったウィリアム・ピット (William Pitt, the younger) は、86年に減債基金を創設したり、イングランド銀行に支給される国債管理費を削減させた。さらに、彼は90年末に、国債利払いのために政府からイ

ングランド銀行に支給されている金のうち、国債所有者によって利子が請求されずにイングランド銀行に滞留・累積している未請求額が547,000ポンドに達していることに着目した (Acres, 1930, vol.1, p.262. Clapham, 1944, vol.1, p.187. 邦訳、1970、第1巻、214頁)。彼は、表3、4のようなデータから状況を理解したのであろう。

表3のように、国債利払いのためにイングランド銀行に支給された金額のうち、1年間で0.49%の金額が未払額として、イングランド銀行の手元に残っている。後に検討するように、その後6～7割の未請求口座が利子配当を請求するものの、それ以外の4～3割の未請求口座の利子がイングランド銀行に毎年累積し、国債発行残高が増加すればするほど、イングランド銀行に累積する未払額は巨額となる。表4によると、「1736-1739年の4年間」の未払残高(多分、平均額と推定される)は、1,090ポンドに過ぎなかったが、「1789年7月5日までの1年間」の未払残高は、547,366ポンドに達した。その後の

表3 1788年7月5日から1789年7月5日までに国債利子・ロタリー賞金支払のために
イングランド銀行に支給された額と未払額

(単位:ポンド)

国債の種類	支給額 (a)	支払額 (b)	未払額 (c)	未払率 (c)/(a)	利払い日
3% 年金 (1726年)	30,000	29,566	433	1.44	1/5、7/5
3% コンソル	3,221,990	3,207,650	14,340	0.45	1/5、7/5
3% レデュースト	1,120,202	1,119,179	1,022	0.09	4/5、10/10
4% 年金	1,310,000	1,301,479	8,520	0.65	4/5、10/10
5% 年金	893,499	887,130	6,369	0.71	1/5、7/5
長期年金	680,375	675,953	4,421	0.65	4/5、10/10
短期年金	404,331	401,566	2,764	0.68	4/5、10/10
小計	7,660,399	7,622,526	37,873	0.49	
ロタリー賞金	480,000	476,707	3,293	0.69	
合計	8,140,399	8,099,233	41,166	0.51	

(出所) Commissioners for Auditing the Public Accounts (1790a). 利払い日については、Fairman (1798, p. 5).

表4 イングランド銀行に累積している未払額の推移

(単位:ポンド)

期 間	残 高	期 間	残 高
1736-1739年の4年間	1,090	1740-1743年の4年間	9,711
1744-1747年の4年間	20,476	1748-1751年の4年間	64,421
1752-1755年の4年間	62,504	1756-1759年の4年間	102,075
1760-1763年の4年間	134,688	1764-1767年の4年間	186,356
1768-1769年の2年間	227,928	1770-1772年の2年間	257,040
1774-1775年の2年間	292,551	1773-1774年の2年間	253,855
1776-1777年の2年間	284,719	1778-1779年の2年間	314,885
1780-1781年の2年間	340,111	1782-1783年の2年間	361,388
1784-1785年の2年間	424,301	1786-1787年の2年間	493,144
1788年7/5までの1年間	508,123	1789年7/5までの1年間	547,366

(出所) Commissioners for Auditing the Public Accounts (1790b)

1816年の累積未払額は、月平均で1,975,585ポンドもの巨額となった (House of Commons, 1817)。

これら累積する未払金は、イングランド銀行にとって政府から支給された「無コストの資金」であり、財政悪化に苦慮していたピットにとって、格好の攻撃対象であった。そこで、90年12月ピットはイングランド銀行総裁との会見で、「1791年の利払いのために支給されている金額から50万ポンド削減し、さらに、将来、5万ポンドを超える超過額は翌年の最初の支給額から削減する」(Acres, 1930, vol.1, p.262) と提案し、イングランド銀行の強硬な反対にもかかわらず法案を提出した。

91年3月11日の第2読会時に、イングランド銀行は法案反対の請願書を提出したが、その内容は、以下のものであった (House of Commons, 1791, pp. 308-11)。

イングランド銀行の最初の設立から1787年12月31日までに政府によって支給された額のうち、所有者が不明な全国債の利子およびロタリー賞金の未払い金の額は£ 190,264 10s 1dである。

本法案は、Public Faith の侵害と私権の侵害である。没収すると提案されている金の所有者は、あらゆる国や生活条件を持つ人々であると同様、数は多く、世界の違った場所に分散し、法的能力に欠ける (Legal Disability) など、種々の人々を含む。これらの人々の中には、自分の富を蓄積する通常の方法を無視し、確立された安全性への信頼や長きの便宜の経験から、イングランド銀行に金を委ねている、多くの不用意 (improvident) ・怠慢な (negligent) 人々がいるが、私有財産に影響する法律が関係する人々の同意なしに進行しようとしていることに懸念する。

しかし、法案は第2読会にかけられ、質疑ののち、191対83で両院の委員会に付託された。このように法案通過の可能性が高いことから、3月29日に政府とイングランド銀行の妥協が成立し、法案の撤回を条件に、「利払いのためにイングランド銀行の手元にある残高が60万ポンド以上である限り、無利子で50万ポンドを前貸する」(Acres, 1930, vol.1, p.264) と決定された。1791

年には、未請求残高は70万2,995ポンドに達し、国庫への前貸しが実行された（以上の経緯については、Acres, 1930, vol.1, pp. 262-4. Clapham, vol.1, pp. 187-191、邦訳、1970、第1巻、214-9頁）。

こうした経緯を受けて、イングランド銀行は、未請求者リストを公表することになった。しかし、リスト公表は定期的にはなされず、*Making Modern World* が全リストを含んでいるとするならば、1791年以後、1800、1805、1823、1836、1842年と不定期に発表されたようである。創設以来市販されていたイングランド銀行、南海会社、東インド会社株主リストと同様、ロンドンの数ヶ所でも市販され、1791bにイングランド銀行株式配当の未請求者を加えたリストは4シリングで販売された。このように、1791年以降適宜、配当未請求者本人あるいは関係者（相続人あるいは親族）は容易にデータにアクセスできるようになった。

以上が、未請求者リストが公表されることになった経緯であるが、未請求金に関して、その後の2件の事項を記しておこう。

第一に、1816年に2つの法律が成立した（Act 56 Geo. III, cap. 60, cap. 97）。Cap. (Chapter) 60によって、イングランド銀行の取扱い国債中、10年間利払いが請求されない国債およびそれに付随する配当を、全て国債削減委員会に移転するよう要求された。また、Cap. 97によって、利払いのためにイングランド銀行が保有している未請求金のうち10万ポンドを超過する全額を、各四半期末に国庫に返済するよう要求された（Acres, 1930, vol.1, p.313）。

これらの法律が成立した経緯は不明だが、Cap. 60は、未請求の国債および配当を国債削減委員会に移転させ、それら配当金を国債に再投資し、生ずる運用益を公益のために利用すると

いうものである⁴⁾。Cap. 97はイングランド銀行に滞留する未請求金を国庫に戻し、国庫金の無駄をなくそうとしたものである。いずれの法律も、イングランド銀行に滞留する未請求金が、イングランド銀行の利益に役立つだけの状況を改善しようとすることを意図したものである。

第二に、1854年にグラッドストーン（William Gladstone）蔵相は、「今までの慣行であった、利払い日に政府債の利子全額をイングランド銀行の貸方に記入する代わりに、大衆によって要求されるに従って資金を分割して提供する」（Acres, 1930, vol.2, p.523）と提案し、実施した。次期ルイス（Sir George Cornwall Lewis）蔵相も、これを踏襲し、その後の慣行となった。かくして、1790年から政府が問題視していた、イングランド銀行に滞留・累積する未請求金はなくなった。

ただ、未請求が生じなくなったわけではなかったため、イングランド銀行は、1845年7月以降、国債削減委員会に移転された国債の当事者を突き止める調査を行っていたが、それを支援するため政府が経費として年2,000ポンドを支出することとなったので、Unclaimed Dividend Officeが1856年8月にイングランド銀行内に設立された（Acres, 1930, vol. 2, pp. 523-4. Clapham, vol.2, pp. 253-4、邦訳、1970、第2巻、279-81頁）。

3. 資料の性格

(1) リストの記載内容

各リストは、イングランド銀行取扱いの主要国債ごとに名字のアルファベット順に未請求者を記載している。図1は、1791aで、名字がAで、最初のp.3の前半部分とp.4の最終部分を示している。

このサンプルのように、氏名のあとには、住所、そして自己申告による身分・職業が記載されている。身分の記載に関しては、貴族、Esquire、Gentleman、Reverendのような称号もあれば、Cooper、Butcher、Mariner、Servant等の雑多な職業の場合もある。女性の場合、Widow、Spinster、Wifeと区別されているが、その記載がないこともある。1870年の既婚婦人財産法 (Married Women's Property Act of 1870) 以前、既婚婦人は夫の承認なしに、別個な財産を保有することは許されなかった (Morris, 1994, pp. 172-4)、Wifeの場合、配偶者の氏名、住所、身分を必ず記載している。

身分・職業の次に、Date when First Dividend became payable が記載されている。文字通りに解釈すると、国債購入後、最初の配当受取年月を示していることになるが、イングランド銀行がリストを作成した意図からすると、未請求が始まった時期と考えるのが合理的である。さらに、10年間未払いのため国債削減委員会に移転された未請求口座を記している1842hでは、Dateとして1831年7月と1832年1月のみが記載されており、Dateは、国債購入後、最初の配当受取年月ではなく、未請求の開始年月を示していることは明確である。1836gもこれを裏付けるので、本論文では、未請求の開始年月を示すとして処理した。この未請求開始年月の直前か、数年、十数年前に国債を購入したことになるが、この点の情報はない。最後に、未請求回数 (No. of Dividends due) が記載されている。

興味深い事実は、図1の2番目に記載されているJames AdamsとEdward Parkerとも死亡したと記載されている。こうした死亡情報は、1791aの場合、未請求者総数3,472名中11.8%の411名に記載されている⁵⁾。また、Wifeに関して

身分が変更された女性は38名いた。うち、23名はSpinsterからWifeとなった事例で、7名はWidowからWifeとなった事例、3名はWifeからSpinsterとなった事例であった。その他、Widowになった女性が1名、Widowであったが精神に障害を被った女性1名などが記載されている。これらの事例は、未請求者であってもイングランド銀行との関係が断ち切れている訳でないことを示す。死亡情報の場合は、生存する共同保有者や関係者が、Wifeに関する場合は、本人か配偶者が、直接イングランド銀行に知らせたか、国債購入の仲介者 (バンカー、法律家、証券ブローカー等々) を通じてイングランド銀行にもたらされたのであろうから、未請求が生じているからと言って、本人や関係者が未請求金の存在を全く失念しているわけではないことに注意が必要である。

こうした状況を、図1のサンプルを使って、各リストの公表後、各口座がどのようなことを示しておこう。まず、最初の口座保有者Hugh Aclandは、1791aの公表時にはコンソルを保有しており、55回分の配当が未請求であったが、1800dの公表以前に配当を請求している。2番目のJames Adams & Edward Parkerは、両者が死亡しているにもかかわらず、1791cの公表以前に、多分相続人が配当を請求している。同様に、6番目のMary Atkinsまでは、1791cあるいは1800dの公表以前に配当を請求している。ところが、7、8番目のJohn AllenとFrancis Ashbyは、1823fの公表時点でもコンソルを保有し続けているが、依然として配当を未請求である。

9番目のWilliam Archer以下の21口座は、1791aの公表時点ではコンソルを保有していない口座である。すなわち、数回あるいは1回の配当を未請求のまま、既にコンソルを売却して

Proprietors of Consolidated £. 3 per Cent. Annuities.

A.		Date when First Dividend became payable.	Number of Dividends due.
HUGH ACLAND, of Beckingham, in Kent, Esq.	—	July 1763	55
James Adams, of Swanbourn, in Bucks, Esq. deceased, and Edward Parker, of Rolls Buildings, Gent. deceased	— —	July 1777	27
William Adair, of Pall Mall, Esq. deceased	—	January 1780	22
Henry Bullock, Esq. deceased	—		
Richard Salway, of Woodford, Essex, Esq. and Richard Neave, of London, Esq.	— —		
Richard Pepper Arden, of Lincoln's Inn, Gent.	—	July 1778	25
Richard Adams, of Mortlake, Surrey, Farmer	—	July 1773	35
Mary Atkins, of Gracechurch Street, Widow	—	January 1779	24
John Allen, of the Minories, deceased	—	January 1769	44
Francis Ashby, of White Hall, Esq.	—	January 1774	34
William Archer, of Fleet Market, Drayman	—	July 1779	4
Edmund Allen, of Fleet Street, Painter	—	January 1775	2
Frances Atkinson, of Bishopsgate Street, Spinster,	—	January 1774	3
William Acton, of Lothbury, Painter	—	January 1771	4
Thomas Aldridge, of High Wycomb, Laceman	—	July 1768	2
Aaron Avila, late of Bell Lane, Spitalfields, Merchant, deceased	—	July 1768	2
John Arnold, of Tothill Street, a Minor	—	January 1766	5
Thomas Alderflade, Servant to F. Gregg, of Skinners Hall	—	January 1764	1
Philip Aldwyn, of Pinner, Middlesex, Gent.	—	January 1764	1
James Anderson, of Aldgate, Shoemaker	—	July 1763	1
Elizabeth Atkins, of Dover Street, Spinster	—	July 1763	1
Edward Athawes, junior, of Cordwainers Hall	—	July 1763	1
Thomas Appleford, at Mr. Parker's, at the Globe Tavern, Strand	—	July 1763	1
Ann Armstrong, of Seething-Lane, Spinster	—	July 1762	1
George William Angell, a Miner, and George Angell, both of Clerkenwell, Gent. and Judith Snow, of Islington, Spinster	— —	July 1761	1
John Allen, of New Gravel Lane	—	January 1760	1
John Ansell, of Coleman Street, Gent.	—	January 1760	1
George Archer, of Great Mapplestead, Essex, Gent.	—	January 1760	1
George Aildridge, of Fore Street, Gent.	—	July 1760	1
Bridget Ashe, of St. Andrew's, Holborn	—	January 1755	1
Hester Alee, of Christ Church, Spitalfields, Spinster	—	July 1756	1

図1 1791aのサンプル (pp.3-4)

いる口座であり、売却と同時に配当を請求しなかった、一面では「うっかり者」の口座であるとみなすことができる。しかし、21口座中8口座が1800d公表以前に配当を請求しており、残り13口座は1823fの公表時点でも未請求であった。

このように、未請求が生じているからと言って、本人や関係者が、未請求金の存在や受領の権利を全く失念しているわけではない。この点に関して、後に詳述する。

(2) 未請求者の保有額

未請求者の3%コンソル保有額は残念ながら各リストには明記されていないが、未請求者がコンソル保有者全体の中でどのような位置を占めているかは、各リストの分析前に是非とも知っておきたい重要な前提であるので、2つの方法で保有額を推定した。

まず、表3によると、3%コンソルの場合、14,340ポンドの配当が1788年7月と1789年1月に請求されなかった。そこで、1791a、1791c、

1800dリストから、両時点で未請求の口座を集計すると、2度とも未請求であるのは1,105口座、1度だけ未請求であるのは202口座であった。したがって、1口座当たりの年間受取利子額は、 $14,340 \div (1,105 + 202 \times 0.5) = 11.89$ ポンド、半期で5.95ポンドであった。また、利子率は3%であるので、平均保有額は396.4ポンドと推定された。

次の方法は、前述の1816年のChapter 60によって、10年間利払いが請求されず、国債削減委員会に移転された国債額のデータ（House of Commons, 1890-1891, p.196）を利用して推定する方法であるが、推定方法は煩雑なので注記した⁶⁾。第一の推定方法と比べるとかなりラフな推定である。

以上の2方法で推定した一口座当たりの平均保有額と配当額を列挙したのが、表5である。

表5が示すように、1788-9年から1836年まで3%コンソル未請求者の保有額は163-820ポンド、半期当たりの配当額は2.4-12.3ポンドであった。この点に関して、表6のような半期の配当

表5 未請求者の保有額と半期の配当額推定

移転された年	未請求が生じた期間	移転された国債	コンソルの比率	移転されたコンソル	未請求の口座数	一口座当たりの平均保有額	半期の平均配当額
	1788.07~89.01					396	6.0
1818	1807-08~1817	54,410	59.8	32,541	49	664	10.0
1819	1808-09~1818	73,445	59.1	43,437	53	820	12.3
1820	1809-10~1819	39,932	58.5	23,351	46	508	7.6
1821	1810-11~1820	32,720	57.8	18,916	56	338	5.1
1822	1811-12~1821	37,235	57.1	21,279	59	361	5.4
1823	1812-13~1822	53,989	56.5	30,495	101	302	4.5
1831	1820-21~1830	23,725	50.1	11,897	46	259	3.9
1832	1821-22~1831	18,718	49.9	9,345	49	191	2.9
1833	1822-23~1832	22,005	49.7	10,938	67	163	2.4
1834	1823-24~1833	31,991	49.5	15,832	69	229	3.4
1835	1824-25~1834	40,778	49.5	20,181	91	222	3.3
1836	1825-26~1835	44,653	49.5	22,099	101	219	3.3

表6 3%コンソルの保有構成：受取利子金額階層別（1823年1月5日）

	少額保有者		中額保有者		金利生活者（高額保有者）						合計
	£5 未満	£10 未満	£50 未満	£100 未満	£200 未満	£300 未満	£500 未満	£1,000 未満	£2,000 未満	£2,000 以上	
人数	28,660	12,869	32,086	9,352	6,300	2,262	1,458	855	264	109	94,215
比率	30.4	13.7	34.1	9.9	6.7	2.4	1.5	0.9	0.3	0.1	100.0
保有金額	4,777	6,435	64,172	46,760	63,000	37,700	38,880	42,750	26,400	29,067	359,940
比率	1.3	1.8	17.8	13.0	17.5	10.5	10.8	11.9	7.3	8.1	100.0

（出所）House of Commons (1823). 保有金額は各階層の midpoint に人数を乗じて計算した。「£2,000以上」の平均額は£4,000とした。

額を金額階層別に分類した1823年のデータがある。これから判断すると、本論文で検討する各未請求者リストは、大雑把に言えば、人数で44.1%を占める半期配当額が「£5未満」や「£10未満」である、零細な投資家層を列挙していると考えられる。

国債投資家で主として注目されるのは「金利生活者」層であるが、「金利生活者」として生活する年利子収入をいくらか設定するかは、難しくまた恣意的である。筆者は、かつて稲富(2000, 17-8頁, 23-4頁)で、19世紀前半については200ポンドであるとした。この金額は種々の職工年賃金の3倍弱であり、召使いを雇う家庭の最低年収は200ポンド程度であることから、恣意的に採用した数字である。

表6によれば、年利子収入が200ポンド以上の階層は、「£200未満」以上の階層であるが、これらの「金利生活者」と比較すると、未請求者は、その1/20以下の保有額・利子収入に過ぎない階層である。コンソル保有者を受取利子金額階層別に3分すると、人数で44.1%を占め金額で3.1%を占めている「£10未満」以下の階層を「少額保有者」、次に人数で44.0%を占め金額で30.8%を占めている「£50未満」から「£100未満」の階層を「中額保有者」、そして人数で

11.9%を占め金額で66.1%を占めている階層を「金利生活者（あるいは高額保有者）」とに分けられる。したがって未請求者は、コンソルという金融資産を持つてはいるが、その保有額は163-820ポンドと、きわめて少額の保有階層であり、コンソル全体の3.1%を保有している階層に過ぎないが、他方、人数で44.1%を占めているのであり、本論文の分析はそうした階層の分析である。

とはいえ、1817年に発足したSavings Banksの預金者は、1829年スコットランドを除く連合王国で403,712名であったが、その平均預金額は33ポンドであった。(Pratt, 1830, pp. 324-5)したがって、未請求者は、これらSavings Banksの預金者よりも、少なくとも5倍以上の金融資産をもつ階層でもあった。

4. リストの分析⁷⁾

(1) 未請口座の基本情報

表7は、未請口座・未請求者の基本情報を示したものであるが、ここで確認できることは、年代が進むにつれて、共同保有が増加していることである。1791aでは、口座数の9.5%が共同保有であった。1805eで若干減少したものの、1823fでは19.2%の口座が共同保有となっている。

表7 未請口座・未請求者の基本情報（リスト別）

保有形態	1791a		1791c		1800d	
	口座数	人数	口座数	人数	口座数	人数
単独保有	2,744 (90.5)	2,744 (79.0)	2,083 (84.4)	2,083 (68.9)	2,562 (83.0)	2,562 (67.2)
共同保有	289 (9.5)	728 (21.0)	385 (15.6)	939 (31.1)	523 (17.0)	1,249 (32.8)
うち2人	178 (5.9)	356 (10.3)	250 (10.1)	500 (16.5)	362 (11.7)	724 (19.0)
3人	84 (2.8)	252 (7.3)	104 (4.2)	312 (10.3)	119 (3.9)	357 (9.4)
4人	20 (0.7)	80 (2.3)	28 (1.1)	112 (3.7)	42 (1.4)	168 (4.4)
5人	2 (0.1)	10 (0.3)	3 (0.1)	15 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
6人	5 (0.2)	30 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7人	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	3,033 (100.0)	3,472 (100.0)	2,468 (100.0)	3,022 (100.0)	3,085 (100.0)	3,811 (100.0)

保有形態	1805e		1823f		1836g	
	口座数	人数	口座数	人数	口座数	人数
単独保有	3,212 (83.9)	3,212 (68.1)	5,042 (80.8)	5,042 (63.1)	263 (62.2)	263 (41.4)
共同保有	616 (16.1)	1,504 (31.9)	1,201 (19.2)	2,954 (36.9)	160 (37.8)	372 (58.6)
うち2人	413 (10.8)	826 (17.5)	778 (12.5)	1,556 (19.5)	119 (28.1)	238 (37.5)
3人	138 (3.6)	414 (8.8)	303 (4.9)	909 (11.4)	30 (7.1)	90 (14.2)
4人	62 (1.6)	248 (5.3)	114 (1.8)	456 (5.7)	11 (2.6)	44 (6.9)
5人	2 (0.1)	10 (0.2)	4 (0.1)	20 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
6人	1 (0.0)	6 (0.1)	1 (0.0)	6 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
7人	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	7 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	3,828 (100.0)	4,716 (100.0)	6,243 (100.0)	7,996 (100.0)	423 (100.0)	635 (100.0)

共同保有者の関係性を、リストの限られた情報（氏名、住所、職業）から分類したのが表8である⁸⁾。不明が相当数を占めるが、想起されるように、血縁や地縁が共同保有の大部分を占める。血縁の場合は、名字が一致していることが分類の根拠であって、分類作業は確実である。夫婦では、そう明記されている。地縁として抽出したのは、ロンドンの場合には住所の通りが一致し、地方の場合には住所が同一州であるケースであり、抽出作業は相当不確かである。いわば隣近所である人々が共同保有したのは、当時の状況を考えると、彼らが同一宗派に属していた

ことが推測される。実際、数が少ないが、1791aでは宗教家の46.7%が共同保有に関与していたが、以後増加傾向を示し、1823fでは65%が共同保有に関係していたことから、地縁・同業の共同保有の底流に宗派が関係していたと思われる。

こうした紐帯を背景に、共同保有の比率は傾向的に増加したのであるが、その原因は、国債発行の増加によって、後述するように、ロンドン以外の周辺に国債保有者を需要するに当たって、零細な金融資産保有者が動員された結果であると推測される。

なお、未請求者リストには未請求回数も記載

表8 共同保有の関係性（リスト別）

関係性	1791a	1791c	1800d	1805e	1823f	1836g
血縁	58 (20.1)	92 (23.9)	135 (25.8)	191 (31.0)	415 (34.6)	63 (39.4)
うち夫婦	21 (7.3)	34 (8.8)	54 (10.3)	60 (9.7)	124 (10.3)	12 (7.5)
地縁	52 (18.0)	80 (20.8)	108 (20.7)	133 (21.6)	264 (22.0)	30 (18.8)
同業	20 (6.9)	21 (5.5)	30 (5.7)	22 (3.6)	50 (4.2)	5 (3.1)
宗派	4 (1.4)	11 (2.9)	10 (1.9)	8 (1.3)	27 (2.2)	5 (3.1)
機関	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.6)	2 (0.3)	6 (0.5)	0 (0.0)
信託	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.4)	2 (1.3)
外国	5 (1.7)	3 (0.8)	11 (2.1)	8 (1.3)	6 (0.5)	3 (1.9)
不明	150 (51.9)	178 (46.2)	226 (43.2)	252 (40.9)	428 (35.6)	52 (32.5)
合計	289 (100.0)	385 (100.0)	523 (100.0)	616 (100.0)	1,201 (100.0)	160 (100.0)

されているので、保有形態別に未請求回数を分類してみると、単独保有と共同保有では大きく違っていることが分かる。単独保有口座では、1回が52.9%、2-5回が13.4%、6-19回が29.4%、20回以上は4.4%を占めているが、共同保有口座では、1回が35.2%、2-5回が8.1%、6-19回が50.1%、20回以上は6.6%を占めている。このように、単独保有口座では6回未満が過半を占めているのに対して、共同保有は6回以上が過半を占めている。この点は、後述する請求率に関係しているので、注意されたい。

さて、以下では、本論文の課題である、未請求者の地域・階層分布、の分析作業を未請求が生じた年代別に行う。当然、共同保有口座の場合、共同保有者の住所・階層は必ずしも一致しないので、地域・階層分布の分析作業は全リストに記載されている18,657件の口座単位ではなく、23,017名の保有者⁹⁾を対象としている。また、保有金額は不明なので、単独保有者と共同保有者を同等に扱い、加重平均的処理は加えていない。

(2) 未請求者の地域分布

17世紀末から18世紀中葉までの国債保有者の地域分布に関しては、Dickson (1967) の研究によって、ロンドンにきわめて集中していたことが明らかとなっている。まず、国債ではないが、1694年に設立されたイングランド銀行の株式応募者の地域分布は、London and the Home Counties¹⁰⁾ (以下、LHCs と略称する。Dickson は、この分析においてはLHCsを、ロンドン、ミドルセックス、サリー、ハートフォードシャーとしていたが、18世紀中葉の分析ではエセックスを加えている。本論文では後者の定義に従う) に著しく集中し、人数で約88%、金額で90%弱を占めていた (Dickson, 1967, p.256, table 32)。18世紀中葉において、外国人保有は増大していたが、国内保有者がロンドンに集中している様相は、この時期のあらゆる国債、会社株にみられた。例えば、旧南海会社年金の場合は、1744年時点でロンドンだけで92.8%の保有者が金額の94.5%を保有していたし、1752-54年に3.5%レデュースト国債 (3.5% Reduced Annuities) の国内保有者の93.5%は、LHCs に居住していた (Dickson,

1967, p. 297)。

このように、18世紀中葉までの国債保有者の地域分布の実態については分かるのであるが、それ以降の実態についての実証研究はきわめて少ない。Ward (1974, pp. 141-2) によれば、1780-93年間の4%有期年金の保有者は、ロンドンに79%、LHCsに82%が居住していたが、これは18世紀中葉の比率よりも、10%程度減少していると考えられる。

逆に、一見、ロンドンの集中傾向を示すデータとして、1797年国債 (Loyalty Loan、愛国債) の応募者リストがある。筆者の分析によれば、応募者の88.6%はLHCsに居住し、応募金額の90.8%を占めていたが、「愛国債の起債において、政府がイングランド銀行をはじめとする貸上会社やロンドン市、そして広くロンドン市民の愛国心の訴求に成功した結果、応募活動がきわめてロンドンを中心とする活動であったという、特殊なケースであった」と考えている (稲富、2014、201頁)。実際、1797年国債の応募状況に関して、「郵便によって、応募台帳に記入されることを求める数えられないほどの申込書が、地方からもたらされたが、ほとんどが記入されなかった」との興味ある指摘がある (*Annual Register for 1796*, 1800, Section: Chronicle, pp. 44-5)。

次いで、1798年 Sinclair は、下院において「地方の金持ちに関していえば、彼らは今やロンドンの市民と同様に国債に精通しており、不利な状況の下でも容易にそれらを手放そうとはしない」と証言している (Sinclair, 1803-04, vol. II, p. 278)。

19世紀に入ってからの国債保有に関しては、1822年 Lowe は、「最近の戦争初期の地方」において国債投資は比較的少なかったと述べた後、「過去において、ロンドン、ブリストル、少数の

地方都市に限られていた国債の年金受給者は、今やあらゆる地方のあらゆる職業において見いだせる」と主張している (Lowe, 1822, pp. 309-10)。さらに、地方居住者の国債売買に関する多くの証拠を地方銀行の台帳や手紙に見いだした Pressnell は「ナポレオン戦争中に、地方住民の政府国債への投資は疑いもなく増加した」と主張している (Pressnell, 1956, p. 261)。また、Green & Owen (2003) は、1810-40年間に限定して国債保有者の地域分布を明らかにしているが、彼らの研究については後に検討する。

このように、散発的なデータや記述があるが、18世紀中葉からの一貫したデータはないのが現状である。では、未請求者リストは、この間隙をどの程度埋めることができるであろうか、以下検討する。

まず、表9は、未請求が開始された年代別に未請求者の地域分布を示している。1791a から1823fまでの5つのリストからの年代別に集計したデータであり、データの制約上、1750年代では1753-59年間、1810年代では1810-20年間のデータを集計している。

さて、表9が示すように、1750年代にLHCsは83.1%を占め、先行研究が指摘するように、圧倒的にロンドンおよび周辺に未請求者が集中していることを確認できる。しかし、その後の60年代から、ロンドン居住者の比率は減少し、1750年代に76.3%であったが、1810年代には49.5%と半分弱を占めるに過ぎなくなっている。LHCs全体についても、1750年代以降継続的に減少し、1800年代には1790年代よりも0.3%増加したものの、1810年代にはまた59.4%と減少している。HCsは3%ほど増加しているが、ロンドンの減少がはるかに大きいためである。対照的に、南東部、南西部、ミドランド、東部など

表9 未請求者の地域分布（年代別）

地 域	1753-59年	1760-69年	1770-79年	1780-89年	1790-99年	1800-1809年	1810-1820年
L H C s	343 (83.1)	1,107 (79.1)	1,078 (73.9)	2,404 (69.4)	3,042 (62.1)	3,399 (62.4)	3,526 (59.4)
うちロンドン	315 (76.3)	999 (71.4)	952 (65.3)	2,063 (59.6)	2,572 (52.5)	2,924 (53.7)	2,939 (49.5)
HCs	28 (6.8)	108 (7.7)	126 (8.6)	341 (9.8)	470 (9.6)	475 (8.7)	587 (9.9)
南 東 部	24 (5.8)	111 (7.9)	144 (9.9)	408 (11.8)	591 (12.1)	624 (11.5)	695 (11.7)
南 西 部	14 (3.4)	58 (4.1)	74 (5.1)	179 (5.2)	321 (6.6)	395 (7.2)	505 (8.5)
東 部	6 (1.5)	28 (2.0)	34 (2.3)	91 (2.6)	142 (2.9)	155 (2.8)	207 (3.5)
ミドランド	4 (1.0)	35 (2.5)	40 (2.7)	101 (2.9)	178 (3.6)	228 (4.2)	272 (4.6)
北 西 部	3 (0.7)	7 (0.5)	9 (0.6)	18 (0.5)	33 (0.7)	60 (1.1)	84 (1.4)
北 部	5 (1.2)	10 (0.7)	13 (0.9)	51 (1.5)	109 (2.2)	125 (2.3)	146 (2.5)
ウェールズ	0 (0.0)	1 (0.1)	1 (0.1)	9 (0.3)	18 (0.4)	32 (0.6)	58 (1.0)
スコットランド	0 (0.0)	4 (0.3)	4 (0.3)	5 (0.1)	39 (0.8)	27 (0.5)	57 (1.0)
アイルランド	1 (0.2)	1 (0.1)	1 (0.1)	11 (0.3)	19 (0.4)	34 (0.6)	21 (0.4)
チャンネル諸島	1 (0.2)	1 (0.1)	5 (0.3)	27 (0.8)	64 (1.3)	53 (1.0)	38 (0.6)
外 国	2 (0.5)	10 (0.7)	8 (0.5)	59 (1.7)	113 (2.3)	90 (1.7)	118 (2.0)
不 明	10 (2.4)	27 (1.9)	47 (3.2)	101 (2.9)	231 (4.7)	227 (4.2)	206 (3.5)
合 計	413 (100.0)	1,400 (100.0)	1,458 (100.0)	3,464 (100.0)	4,900 (100.0)	5,449 (100.0)	5,933 (100.0)

ロンドンへのアクセスが容易な地域ほど比率を増加させている。その他の地域も比率は低いが増加傾向を読み取れ、未請求者も全国に広がっていることが分かる。このことから、未請求者のレベルであるが、18世紀中葉はロンドンおよびLHCsのきわめて高い集中度を示したが、60年代以降その集中度は崩れ始め、南東部、南西部、ミドランド、東部などのロンドン周辺地域の増加が進行し、全国的にも国債保有が浸透したと断定して良いであろう。

ただ、外国に居住する未請求者が3%未満である点は、イギリス国債の海外保有者に関する先行研究が示すデータとは大いに相違する。主としてオランダの投資家で占められた海外投資家は、1750年代にはイギリス国債（三大貸上会社株式を含む）の13.8%を保有していたが、60、70代には16%強を保有するに至った。その後、

1790年代初めを別として、投資の絶対額を増加させたが、それ以上のペースで国債の大量発行が続いたため、保有比率は80年代後半には9.8%、1815年には2.3%へと減少した。3%コンソールの保有動向も同様な傾向を示し、ピークの1776年には20.7%（人数で11.3%）を示したが、1815年には2.2%に減少した（Wright, 1997, p. 658, Table 1, p.666, Table 3）。

この事実と表9が示す数字は、余りにも違っている。その原因は、通常の海外投資家がロンドンに赴く機会はないので、多くは在ロンドンの自国系商会やバンカーを売買あるいは配当受取の代理人として使っていて、彼ら代理人が業務として定期的に配当を受け取ったからである。古い事例であるが、1724年4,662名のイングランド銀行株主中、配当受取のため代理人を使った株主は約2,000名であったが、567名は海外保有

者であった (Dickson, 1967, p. 463)。坂本は1750年代のオランダ投資家による代理人利用の数例の事例を挙げている (坂本, 2015, 362-3頁)。さらに、1806年には、イングランド銀行株式の配当を海外投資家の数多くの代理人が受け取ったとの指摘がなされている (Wright, 1997, pp. 660-1.)。

1776年3%コンソル保有者中、海外投資家の平均保有額は2,797ポンド、イギリス国内の投資家の平均保有額は1,214ポンドであった (Wright, 1997, pp. 666, Table 3)。この事が示すように、わざわざ国境を越えて外国であるイギリスの国債を購入するような海外投資家は、証券投資に熟知し同時に相当な資産家であって、代理人を雇うコストをいとわず、積極的に代理人を利用したことは当然であろう。よって、時にはコンソル保有者の11.3%を占めた海外投資家が未請求者リストに登場することは、稀であったのである。

次に、未請求者リストの傾向をコンソル保有者全体の傾向と見做して良いか、という根本的問題を検討しなければならない。第一の検討事項は、1752-54年に3.5%レデュースト国債の国内保有者の93.5%はLHCsに居住していたとのDicksonの上記の指摘である。表9の1753-59年について、国内の未請求者に限定すると未請求者の86.0%がLHCsに居住していた。Dicksonの数字とは7.5%の違いがあり、1750年代後半からロンドン集中が崩れ始めていたと考えると納得することができるが、差し当たり、表9は、実際のコンソル保有者の比率よりも低いロンドン集中度を表している可能性がある。第二の検討事項は、コンソル発行量が増加する中で、金融知識に欠けるロンドン以外の地域在住者のコンソル投資が増え、結果、未請求者になる頻度が高いため、表9のような結果が生じたとの想定

である。しかし、後に検討するが、各リストの未請求者が爾後に配当を請求したかを地域別に分類すると、ロンドンだけが、請求者の比率が各リストとも平均以下であった。このことは、先の想定を否定し、逆に、ロンドンの場合、表9の比率が、実際のコンソル保有者の比率より高くなっている可能性がある。

これらの2つの相反する可能性を勘案した時、未請求者の地域分布の変化は、コンソル保有者の動向を示していると考えてもあながち間違いではないであろう。

この主張を補強してくれるのはGreen and Owen (2003)の研究である。彼らは、イングランド銀行に保管されている、死亡時の遺書によって保有国債の遺贈を記録した1810年、20年、30年、40年のwill registerを使って、国債を保有している女性の地域分布を明らかにし、根拠データを示していないが、男性の国債保有者の地域分布も同様な傾向にあると結論付けている (Green and Owen, 2003, pp. 523-8)。彼らの地域分類 (対象はEngland & Wales) は非常に大雑把で、特に、HCsに吾々の南東部を加えており、表9と直接比較できない。そこで、1810-20年の全未請求者と未請求者中の女性、女性+メイドのデータを彼らの地域分類に従って再集計し、彼らの1810、20年の数値と比較可能としたのが表10である。但し、ミドルセックスは彼らの分類ではHCsに入っているが、吾々のデータではロンドンに含めているという違いがある。

母集団の違い、すなわち、will registerに記録されている女性の平均国債保有額は3,662ポンドであり、表6の「中額保有者」に該当するのに対し、未請求者のそれは820ポンド以下で「少額保有者」であるという違いにも拘わらず、Green & Owenのデータ、特に1810年のデータと吾々

表10 Green & Owen のデータとの比較

	Green & Owen		1810-1820年 (表9より再集計)					
	1810年	1820年	全未請求者		うち、女性		うち、女性+メイド	
	%	%	人数	%	人数	%	人数	%
ロンドン	47.3	45.5	2,939	53.5	930	57.0	1,026	58.1
H C s	30.5	30.8	1,306	23.8	378	23.1	405	22.9
LHCs小計	77.8	76.3	4,245	77.3	1,308	80.1	1,431	81.1
その他南部	12.4	16.2	695	12.7	188	11.5	193	10.9
ミドランド	5.3	3.2	242	4.4	67	4.0	68	3.9
北部	3.5	3.9	230	4.2	45	2.8	47	2.7
ウェールズ	0.9	0.3	81	1.5	25	1.5	26	1.5
合計	100.0	100.0	5,493	100.0	1,633	100.0	1,765	100.0

(出所) Green and Owen (2003, p. 527, Table 6)

のデータは、近似していることが分かる。また、LHCs小計に関して、吾々のデータがGreen & Owenのデータよりも2~4%程高いのは、「少額保有者」において女性やメイドがロンドンに居住している比率が高いという推測によって十分説明できる。よって、吾々が提示する未請求者の地域分布動向がコンソル保有者の傾向を示していると思ふことは、妥当であろう。ただ、コンソル保有者全体の動向を示すのではなく、半期の配当額が10ポンド未満の「少額保有者」の動向を近似的に示しているに過ぎないし、金額を考慮に入れると全く別の傾向が生じうるが、この点は未請求者リストでは残念ながら明らかにできない。

以上の議論を踏まえて、表9から確かに18世紀中葉のロンドン集中を確認できる。さらに、Wardの研究やSinclairの証言が指摘する時期よりも、早期からロンドン集中度は崩れ始めたということである。LHCsに国債保有者が集中していたことは、18世紀中葉をピークとして、1760、70年代と徐々に崩れ始め、1810年代には

コンソルの「少額保有者」の59.4%を占めるに過ぎなくなったのである。代わって、南東部、南西部、ミドランド、東部などロンドンへのアクセスが容易な地域では国債保有者が増加し、全国的にも国債保有が浸透していったのである。

ちなみに、19世紀前半の国債保有者の地域分布に関して、Green & Owenは、「18世紀中葉において『イギリス政府の債権者は……依然としてロンドンおよびその周辺に住んでいた』というDicksonの主張は一世経後も少しも変わっていないように思われる」(Green & Owen, 1997, p.528)と結論付けているが、これは間違いである。Dicksonの言う「ロンドンおよびその周辺」とはロンドンおよびミドルセックス、サリー、ハートフォードシャー、エセックスを意味しており、それに対してGreen & Owenは、これら諸州に吾々の南東部とベッドフォードシャーを加えて、HCsをきわめて広く定義したため、データの18世紀中葉との違いが分からない結論に陥ったのである。

筆者は、かつて、国債保有者のロンドン集中

は18世紀末頃から次第に崩れ出したと考え、その2つの要因として、アメリカ独立戦争期から急速に設立された地方銀行が1780年代から地方投資家の国債投資チャンネルの役割を担うようになったこと、独立戦争、フランス革命戦争による国債発行額がロンドンの資金供給力を超過し、地方資金を需要せざるをえなくなったことを挙げた(稲富、2000、20-2頁)。しかし、ロンドン集中が1760、70年に崩れ始めたのであるならば、7年戦争期(1755~65年)の国債発行増加や1780年代以降は地方銀行の設立が影響したのはもちろんであるが、より一般的な要因、即ち人々や情報の移動を促進したコミュニケーションの改善が底流にあったと考えるべきである。

その証左は、南東部、南西部、ミドランド、東部などロンドンへのアクセスが容易な地域で未請求者が増加していることである。さらに、陸路でのアクセスだけでなく、水路も重要な意味をもっている。18世紀後半にもっとも運河網が確立されたミドランドはもちろん、石炭輸送に関してロンドンとの沿岸交易を発達させていた北部でそれなりの未請求者が居住している。さらに、人口6万人のイギリス王室属領であるチャンネル諸島で(Anon, 1833, Guernsey, p. 2, Jersey, p. 5)、人口47万人のウェールズと同程度の未請求者が居住していることは水路の役割を注目させる。こうした人々の交流が資金移動を促進し、投資知識を地方に広め、また、1761年から1807年まで14版を数えたMortimerの*Every man his own broker*や、1795年から1824年までに7版を数えたFairmanの*An account of the public funds transferrable at the Bank of England*等の投資指南書がロンドンばかりでなく地方での投資知識を普及させたのである。

(3) 未請求者の階層分布

ここでは、未請求者がどのような階層に属しているかを、自己申告された身分・職業の記載によって分析する。ただし、職業ではなく貴族、国会議員、Esquire、Gentleman、Reverendのような称号を記載した人々については注意が必要である。まず、Reverendは聖職者として「自由業・官公吏」に分類した。貴族、国会議員、Esquire、Gentleman、は「純投資家」に分類した。貴族・国会議員の経済的実態は、例外もあるが、地主階級であろう。

しかし、「純投資家」の61.8%を占めたGentlemanや、32.1%を占めたEsquireと称した人々の取扱いには注意が必要である。彼らの経済的実態は、農村地方においては総じて地主階級であると思われる。しかし、都市の場合、そのように理解することは間違いである。

伝統的社会が色濃く残っている1830年代の、人口わずか3万人のExeterの商工人名録や紳士名鑑を分析したNewtonは、Gentlemanとして記載されている人々の大多数は、現役もしくは引退している専門職の人々もしくは「高級な」商人(‘higher’ trademan)であり、Esquireの場合は、法律家もしくは引退した実業家であると指摘している(Newton, 1968, pp. 301-5)。また、18世紀後半から19世紀初頭の運河投資家を人名録等により包括的に分析したWardは、Newtonの指摘と自己の分析を踏まえ、人名録によって確認し得なかった、都市のEsquireは地主階層よりはむしろ資産のある金利生活者や引退した事業家であると分類し、都市のGentlemanを比例的に、商人、専門職、製造業者と三分して、運河投資家を分析している(Ward, 1974, pp. 24-5)。このように、都市のGentlemanやEsquireの経済的実態は、地主階級ではなく、現役あるいは

引退した商人、鉱工業者、金融業者、自由業・官公吏の混合物である。しかし、本論文では、Wardのように三等分せず、「純投資家」に分類している（稲富、2000、112-4頁）。

さて、18世中葉の国債投資家は、ロンドン集中から窺えるように、豊富な資金形成力を有していたロンドン「ブルジョワジー」、即ち上記の「純投資家」を中心としていた。それらは、聖職者、官吏、専門職の人々も含むが、大多数は商人と金融業者であった。少額保有者としては、小売商や職人の名前が挙げられている（Dickson, 1967, p. 302）。

その後の国債保有者に関しては、1797年国債の応募者中、1万ポンド以上を応募した民間応募者¹¹⁾、379人を商工人名録によって分類すると、40.1%が商人層、18.7%が金融業者、6.3%が純投資家、3.4%が鉱工業者で占められた（稲富、2014、207頁、表7）。しかし、彼らの16.6%が1796年債の応募に参加しているなど、彼らは引受業を恒常的あるいは随時に生業とする階層であったり、1823年の表6と直接比較できないが、半期で「£200未満」もしくはそれ以上を受け取る、人数で全コンソル保有者の11.9%を占める高額保有者に匹敵する階層である。したがって、これら応募者は、本論文の分析対象者とは対極にある。

さらに、19世紀前半については、Green & Owen (2003, p. 524) が、女性は人数では1810年に34.7%（金額では23.1%）を占め、さらに1840年までに47.2%（金額では32.1%）に増加していると指摘するが、男性を含めた国債保有者全体は分析されていない¹²⁾。

このように、国債保有者として注目されてきたのは、18世紀中葉から末にかけて、高額保有者として商人層、金融業者、前二者に保有額が

劣るであろう鉱工業者、自由業・官公吏、さらに、彼らを包括する純投資家、そして、19世紀に入ると女性と言うことになる。

さて、表11が示すように、高額保有者として指摘されてきた商人層は、1750年代には11.4%を占めていたが、1810年代には5.6%を占めるに過ぎない。また、同様に高額保有者と考えられてきた金融業者に至っては、各年代とも1%未満に過ぎない。この事実が示すように、また、本分析と比較可能な包括的分析がないため、未請求者リストの階層分類は、全体として少額保有者層を縮図的に示しているに過ぎず、地域分類と違って多くを語ることはできない。

この限定の中で言えることは、未請求者リストにおいては、純投資家、女性の2階層が多数を占めていた。次いで、注目されるのは、鉱工業者、商人層、自由業・官公吏、雑であった。

まず、純投資家は全年代を通じて30%前後を占め、第一の保有者であった。年代ごとに微妙な変動があり、顕著な傾向は見られないが、1810年代には36.4%を占めていた。

次に、メイド¹³⁾を含む女性は、1750年代時点で既に純投資家に次ぐ保有者であった。その比率も1750年代の22.8%から1800年代の33.7%へと顕著な増加を示した。1810年代に減少したが、それでも純投資家に次ぐ31.3%を占めている。また、Green & Owen (2003, p. 524) によれば、1810年に女性は人数で34.7%を占めており、いずれのデータも、国債保有者としての女性の重要性を示している。

さらに、1750年代には10数%を占めた鉱工業者、商人層はいずれも減少傾向を示し、1810年代には半減し、数%を占めるに過ぎない。逆に、自由業・官公吏は2倍以上に増加している。最後に、家庭内被雇用者が半数を占める雑は、

表11 未請求者の階層分布（年代別）

階層	1753-59年	1760-69年	1770-79年	1780-89年	1790-99年	1800-1809年	1810-1820年
商人層	47 (11.4)	167 (11.9)	111 (7.6)	188 (5.4)	285 (5.8)	282 (5.2)	333 (5.6)
運輸・保管業者	8 (1.9)	38 (2.7)	29 (2.0)	77 (2.2)	117 (2.4)	115 (2.1)	113 (1.9)
鉱工業者	72 (17.4)	204 (14.6)	190 (13.0)	447 (12.9)	495 (10.1)	482 (8.8)	450 (7.6)
金融業者	2 (0.5)	7 (0.5)	3 (0.2)	12 (0.3)	14 (0.3)	24 (0.4)	50 (0.8)
自由業・官公吏	13 (3.1)	67 (4.8)	80 (5.5)	208 (6.0)	366 (7.5)	429 (7.9)	539 (9.1)
女性	91 (22.0)	331 (23.6)	399 (27.4)	1,020 (29.4)	1,403 (28.6)	1,646 (30.2)	1,718 (29.0)
うち、Widow	28 (6.8)	132 (9.4)	151 (10.4)	318 (9.2)	394 (8.0)	439 (8.1)	456 (7.7)
Spinster	47 (11.4)	164 (11.7)	199 (13.6)	537 (15.5)	793 (16.2)	995 (18.3)	1,026 (17.3)
Wife	8 (1.9)	21 (1.5)	28 (1.9)	137 (4.0)	173 (3.5)	178 (3.3)	225 (3.8)
(メイドを含む女性小計)*	94 (22.8)	352 (25.1)	427 (29.3)	1,077 (31.1)	1,497 (30.6)	1,836 (33.7)	1,858 (31.3)
農林水産業者	3 (0.7)	17 (1.2)	26 (1.8)	90 (2.6)	131 (2.7)	129 (2.4)	135 (2.3)
純投資家	129 (31.2)	389 (27.8)	426 (29.2)	904 (26.1)	1,482 (30.2)	1,669 (30.6)	2,157 (36.4)
雑	25 (6.1)	123 (8.8)	128 (8.8)	330 (9.5)	426 (8.7)	542 (9.9)	387 (6.5)
不明	23 (5.6)	57 (4.1)	66 (4.5)	188 (5.4)	181 (3.7)	131 (2.4)	51 (0.9)
合計	413 (100.0)	1,400 (100.0)	1,458 (100.0)	3,464 (100.0)	4,900 (100.0)	5,449 (100.0)	5,933 (100.0)

(注) メイドは雑に分類されているので、(メイドを含む女性小計)の数字は合計には含まれない。

1750年代に6.1%を占め、その後若干比率を増加させたが、1810年代には6.5%に戻っている。

常套句では女性や召使い等々が投資していることを、投資ブーム期の熱狂さや異常さを示す事例として挙げられる。しかし、国債の少額保有において、女性が22.0%~30.2%、雑が数%を占めていることは、彼らの国債保有が恒常的であり、こうした階層にも国債投資の慣習が広く浸透していることが本分析によって確認できる事実である。

以上、まとまりのない分析であるが、敢えてまとめると。引退した階層や、定職を持たない女性にとって、資産運用の最も適した投資対象が自国国債であり、特に、そうした金融知識が女性に浸透したことが、純投資家や女性の保有比率が高い要因であろう。定職を持つ自由業・

官公吏にとっても、国債が身近な投資対象であって、保有比率の増加をもたらしたのであろう。逆に、半期ごとの配当の再投資先を有するか、配当を運転資金として必要とする、商人層や鉱工業者が未請求者として登場する頻度は少なくなる等々、以上の諸要因が階層分布の変化に反映されていると推定される。

しかし、少額保有者であっても恒常的に配当を受け取っていた階層や、中額保有者、高額保有者を対象とした階層分布は、当然、表11とは全く違ったものとなるであろう。

(4) 未請求者のその後の請求活動

イングランド銀行は未請求者を「自分の富を蓄積する通常の方法を無視し、確立された安全性への信頼や長きの便宜の経験から、イングラ

ンド銀行に金を委ねている、多くの不用意(improvident)・怠慢な(negligent)人々」と称した。イングランド銀行が指摘する「自分の富を蓄積する通常の方法」とは、半年ごとにきちんと配当を受取り、その配当を再投資することを意味しているだろう。しかし、配当を受け取る際の費用(代理人を雇う費用や直接受け取りに向く時間)を勘案し、また、再投資先が直ちには見いだせない人々にとって、配当をイングランド銀行に預け置くことは、倒産可能性がより高い個人銀行への預金(ロンドンでは無利子、地方では有利子であった)よりも安全であって、当事者にとって一定の合理性を有する行動であり、「不用意」「怠慢」な人々と即断することはできない。

1791aの公表以前に、未請求者が未請求の発生後、どのような行動(未請求の配当を請求あるいは未請求のまま)を取っていたかは分からない。しかし、各リストと爾後に公表された未請求口座を相互に比較すると、リスト公表後に配当を請求した口座と、1823f作成時点になっても配当を請求しなかった口座に分類することができる。

公表後の請求者が、リストの公表がなくても、未請求であることを自覚して配当を請求した場

合もあろうが、もちろん、未請求者リストが公表された結果として、未請求者本人が配当を受け取っていなかったことに気付いた場合や、未請求者の関係者(相続人あるいは親族)や、国債売買の仲介者(バンカー、弁護士や共同保有を支えた宗教者等)が請求権を認識した場合など、リストの公表が未請求者の行動に影響を与えた。

表12は、4リストの未請求口座中、爾後のリスト作成時点(正確には、リスト作成のため未請求を確定した日)までに配当を請求した口座数を累積的に集計したものである。これから分かるように、各リストの公表から直後のリスト作成までの間で、過半数である53.8~73.1%の口座が配当を請求し、その後の請求は緩やかとなっている。最終的に1822年末までに、未請求口座の2/3、68.4%が請求をしており、人数では未請求口座保有者の71%が配当を受け取ったことになる。

これらリスト公表後の配当請求率が高い口座は、共同保有(請求率82.8%)で、未請求回数が6-9回(92.5%)、10-19回(90%)、20-79回(80.1%)である口座であって、請求者の居住地域では、LHCs以外のイングランド(79.5%)、次いでアイルランド(76.7%)、HCs(75.8%)、

表12 爾後のリスト作成時点までに配当を請求した口座数

	未請求 口座数	1800d (1800年10月1日) 作成までに		1805e (1805年6月29日) 作成までに		1823f (1822年12月31日) 作成までに	
		請求数	比率	請求数	比率	請求数	比率
1791a	3,033	1,634	53.9	1,707	56.3	1,784	58.8
1791c	2,468	1,329	53.8	1,560	63.2	1,719	69.7
1800d	3,085	—	—	1,697	55.0	2,185	70.8
1805e	3,828	—	—	—	—	2,800	73.1
合計	12,414	—	—	—	—	8,488	68.4

チャンネル諸島 (74%)、ウェールズ (73.6%)、スコットランド (72.1%) の順に請求率が高くなっている。階層分類では金融業 (81.8%)、自由業・官公吏 (81.3%)、商人層 (79.3%)、Wife (74.1%) の順に請求率は高い。

逆に、請求率が低い口座は単独保有 (65.9%)、未請求回数が1回 (54.1%)、2回 (56%)、3-5回 (66.2%) である口座であって、ロンドン (ロンドン、ミドルセックス) 居住者の請求率は最低 (66.1%) で、階層分類ではWidow (59.9%)、運輸・保管業者 (62.1%)、雑 (62.4%)、Spinster (63.6%) の順に請求率が低い。外国、その他の階層は、平均を若干上回る程度であった。

まず、請求率が大いに相違する口座の保有形態 (単独保有か共同保有か) と未請求回数との関係を検討する。共同保有であることは、配当が未請求であることを複数の保有者と関係者が認識している可能性が高く、単独保有よりは請求率が高くなるのは当然である。しかし、単独保有であっても、未請求回数が6-19回となると、請求率は90.6%と高い。さらに、共同保有で未請求回数が6-19回の口座の請求率は94.9%と、100%に近い。これらの請求率が極めて高い未請求回数6-19回の口座は、表12が対象とした12,414口座の31.7%を占める。これら口座の国債保有期間は少なくとも3~9.5年であり、半期当たりの配当額を6ポンドとすると、未請求の配当総額は36~114ポンドと相当額になる。したがって、これらの口座保有者は、未請求者リストの公表後に受動時に配当を請求した階層と言うより、当初から「安全性の確立された信頼や長きの便宜の経験から」、意図的に配当を請求せず暫くの間「イングランド銀行に金を委ねている」可能性が高い、「合理的」未請求者と称すべき未請求者を代表している。対照的に未請求回

数が1回、2回の未請求者の請求率は50数%であって、彼らの半数弱は未請求であることを本人・関係者が気付かない、「不注意な」未請求者と称すべき未請求者の典型である。

次に、階層別の請求率の高低を検討すると、職業柄、金融リテラシーを有する金融業者や商人層の請求率が高いのは当然のことであろう。また、自由業・官公吏については、当時戦役に就いていたため請求率が69.2%と低い軍人を除外すると、宗教家88.8%、法律家87.2%を筆頭に請求率がきわめて高い階層となっている。女性の中ではWifeの請求率が高いのは、Wifeの国債保有はもともと配偶者が認識している一種の共同保有であることが要因であろうし、共同保有の比率も高いことが影響している。逆に、請求率が低いWidowとSpinsterの場合、金融リテラシーが低いことと、前者の生存率が低いことが影響していると考えられる。また、雑、Spinster、Widow、運輸・保管業者の順で共同保有の比率がきわめて低いことが、低請求率の要因であると考えられる。

最後に、ロンドンとそれ以外の地域 (不明を除く) 居住者の請求率を比較すると、全ての階層において、ロンドンの請求率はそれ以外の地域よりも相当低いという注目すべき特徴を見いだせる。例えば、全体として請求率が高い金融業者の請求率は、ロンドンでは77.1%、それ以外の地域では88.9%であり、同様に、自由業・官公吏では82.4%、83.9%、商人層では78.3%、81.7%である。他方、全体として請求率が低いWidowの請求率は、ロンドンでは53.2%、それ以外の地域では70.6%であり、同様に、運輸・保管業者では58.3%、73.1%、雑では58.8%、71.0%、Spinsterでは57.9%、76.4%であり、ロンドンとそれ以外の地域とで請求率の大きな相

違が生じている。また、鉱工業者、農林水産業業者、純投資家においても、ロンドンの請求率は数%低い。

このように、ロンドンとそれ以外の地域の未請求者において、リスト公表後の請求率に大きな違いがあるのは、国債市場にアクセスする際の難易度に起因する投資環境の違いにあった、と筆者は推測する。直接的証拠はないが、ロンドンとそれ以外の地域では、投資環境に以下のような違いがあり、それが請求率の高低をもたらしたと考える。

当時の国債市場の基本構造は、国債の名義書換、配当支払のためには、当該国債の取扱い機関（国庫、イングランド銀行等の貸上会社）に本人あるいは代理人が直接出向かねばならないことから影響を受けた。

結果、国債市場は、取扱い機関が所在するロンドンにおいて形成され、ロンドンが有する豊富な投資資金に支えられて拡大したのである。18世紀中葉の全国債を対象とすると、ロンドンでは人口1,000人当たり60人が国債を保有していたと推定され、さらに国債保有者を20才以上と限定すると1,000人当たり120人となる¹⁴⁾。

このように、ロンドンでは国債投資が富の蓄蔵手段として広く認識されていたし、投資知識も浸透していたので、国債投資はロンドン居住者にとっていわば日常茶飯事であった。その分、地方の住民と比較した場合、関係者（相続人あるいは親族）との相談なしに投資していた可能性は高く、国債保有の事実が本人だけに限定される傾向がある。さらに、その国債投資は、親族・知人から購入したり譲渡・遺贈を受けたり、あるいはイングランド銀行の大広間で直接購入したり、証券ブローカーから購入できるなど、本人が失念したり死亡すると、保有の事実を誰

も知らないケースが多数生じてくる。その後、未請求者リストが公表され、それらリストはロンドンの数ヶ所で市販されるが、信頼できる仲介者（バンカー、法律家、宗教家）を通じての購入ならば未請求の事実は本人・関係者に連絡され、配当が請求される可能性は高いが、多数の顧客を相手する証券ブローカーを介しての国債購入ならば、本人・関係者に連絡され、配当が請求される可能性は低い。このような未請求に至るケースが多いことから、ロンドンの請求率は低いと推測される。

他方、ロンドン以外の地域では、国債投資は非日常の新奇な蓄蔵手段であるため、関係者や信頼できる仲介者（バンカー、法律家、宗教家）と相談し、彼らのアドバイスに従っていた可能性は高い。さらに、仲介者はロンドンのカウンターパートに代理人としての購入を依頼したであろう。したがって、ロンドン以外の地域では、多数の人々が「合理的」未請求者として投資していたので、未請求であることを本人は自覚し、然るべき時機に配当を請求した。また、本人が失念したり死亡したとしても、国債投資の各段階に信頼できる仲介者が関与していたため、未請求者リストが公表されると、本人・関係者に連絡され、請求したケースも多いことから、請求率が高くなっていると考えられる。

以上、国債に関する金融リテラシーは、ロンドンでは各階層とも高いと考えられるが、国債投資の事実や未請求の事実が、本人や関係者に継承・伝達されずらい投資環境であったことが、ロンドンの未請求率が低い結果をもたらしたのである。対して、それ以外の地域では、ロンドンよりも金融リテラシーが低いゆえに、国債投資にあたって関係者や信頼できる仲介者に相談し、地元とロンドンで信頼できる仲介者が介

在する投資環境であったため、結果、Widow や Spinster であってもロンドンよりも請求率が数段高い、という逆説的な事態が生じたのである。

このことは、未請求者の地域分布で述べたように、金融リテラシーが低いロンドン以外の地域居住者のコンソル投資が増えた結果、未請求者になる頻度が地方で高いため、表9のような地方の未請求者が増加した、との想定を強く否定するものである。

5. まとめと今後の課題

本論文は、18世紀後半以降の国債保有者の実態を明らかにするために、1817年時点でイングランド銀行取扱い長期国債の50.8%を占めた3%コンソルの配当利子未請求者を分析したものである。しかし、分析対象者は半期ごとの配当を請求しなかった「合理的」あるいは「不注意」な保有者を含み、彼らの平均保有額は820ポンド未満である少額保有者という特性を持つ階層であった。

本論文の分析は、こうした限定性をもつものであるが、未請求者の分析は、コンソルの「少額保有者」の動向を近似的に示していると推測される。未請求者の実態を70年間のタイム・スパンで観察すると、以下のような、彼らの変化や特徴を確認できる。

まず、保有者の地域分布においては、先行研究が指摘している18世紀中葉の国債保有者のロンドン集中を、未請求者レベルにおいても確認できる。その後、このロンドン集中は、筆者が考えていた1780・90年代よりも、早期の1760年代から崩壊し始め、1820年まで一貫してLHCsの保有比率は低下し続けた、ことを本分析は明らかにした。ロンドン集中の崩壊とその他地域

の保有拡大の要因は、国債発行の累積拡大や地方銀行の増加にあるが、その底流には、より一般的な要因、即ち人々や情報の移動を促進したコミュニケーションの改善にあったと考えられる。

次に、未請求者の階層分布では、純投資家が全年代を通じて30%前後を占め、第一の保有者であり、メイドを含む女性は、1750年代時点で既に純投資家に次ぐ保有者であった。その比率も1750年代の22.8%から1800年代の33.7%へと顕著な増加を示した。1810年代に減少したが、それでも純投資家に次ぐ31.3%を占めていたこと、を確認できる。この事実は、引退した階層や、定職を持たない女性にとって、資産運用の最も適した投資対象が自国国債であり、特に、そうした金融知識が女性に浸透したことを示している。同様に、定職を持つ自由業・官吏にとっても、国債が身近な投資対象であって、保有比率が増加した。逆に、半期ごとの配当の再投資先を有するか、配当を運転資金として必要とする、商人層や鉱工業者が未請求者として登場する比率が少なくなっている。

最後に、未請求者のその後の請求活動に関する分析では、未請求者リスト公表後、最終的に、未請求口座の68.4%が配当を請求していることを明らかにした。その内、請求率が極めて高い未請求回数6-19回の口座保有者は、意図的に配当を請求せず暫くの間「イングランド銀行に金を委ねている」「合理的」未請求者と称すべき未請求者を代表し、対照的に未請求回数が1回、2回の未請求者の半数弱は、未請求であることを本人・関係者が気付かない、「不注意な」未請求者と称すべき未請求者の典型であると思ふことができる。また、階層別の金融リテラシーの高低が公表後の請求率に影響しているが、ロンドンとそれ以外の地域の請求率を対比すると、

国債市場にアクセスする際の難易度に起因する投資環境の違いが、ロンドンの低い未請求率を際立てている。

以上が本論文の概要である。さて、イギリス国債保有者の地域・階層分布はイギリス経済史において重要な課題であるが、Green & Owenが述べているように、「イングランド銀行は国債種類ごとに保有と譲渡の完全な記録を有しているが、データ量と複雑さのため、国債保有者の分析を困難な仕事としている」(Green & Owen, 1997, p. 523) が故に、悉皆調査に準ずる研究は未だ行われていない。

18世紀中葉の国債市場の包括的研究であるDickson (1967) でさえ、1744年時点の旧南海会社年金の分析は保有者元帳の名字A-Bの者を対象し、そのサンプル数は不明である。また、1752-54年の3.5%レデュースト国債保有者の分析は、ランダムなサンプル調査であって、サンプル数は781名であった (Dickson, 1967, p. 297, note 2, 3)。18世紀中葉の全国債保有者は約5万人であったと推定され (Dickson, 1967, pp. 284-5)、1822-23年の保有者は28.8万人であった (Fairman, 1824, p. 228) ので、Dicksonの研究は全国債保有者の1.6%を対象にしている。次に、Green & Owenが分析したwill registerの最大サンプル数は1820年の839名なので、全国債保有者の0.3%を対象にしているに過ぎない。本論文で最多の未請求者が生じたのは1819年の858名なので、この1年間に限定すると全国債保有者の0.3%を分析したことになるが、1810年代として分析した10.5年間に未請求となった5,933名の平均保有年数は3.3年なので、1810年代の各1年平均で分析した保有者は $5,933 \times 3.3 \div 10.5 = 1,865$ 名となるので、1810年代は全国債保有者の平均

0.65%を分析したことになる。

しかし、この数字とてDicksonのカバー率に及ばない。この欠陥を補うには3%コンソルに限定せず、未請求者リストに記載されている全国債を分析対象とする必要がある。その分析作業によってカバー率は2倍程度になり、より分析の信頼性が高まるばかりでなく、1753年以前・以後に発行された国債の未請求者の実態も明らかになり、歴史的傾向がより明確となる。さらに、南海会社が1791年に公表した新旧南海年金の未請求者リストを分析に加えることによって、18世紀中葉以前の未請求者の実態がより鮮明となる。これらの分析作業が、今後の課題である。

注

- 1) 海外からのイギリス国債投資については、Wilson (1941)、Carter (1953)、Neal (1990)、Oppers (1993) のような諸研究があるが、Wright (1997) の研究が直接イングランド銀行の国債保有者元帳を包括的にサーベイしたもので信頼性が高い。
- 2) 1791年には、南海会社取扱い国債の未請求者リストも公表された。
- 3) 坂本が分析した1791a リストは、Lambert (1975-76) に所収されているものである。
- 4) なお、後に、Cap. 60によって国債削減委員会に移転されたデータを利用するので、少し説明しておく。まず、第1条では「1816年7月1日以降、イングランド銀行で利払いが行われている国債のうち、10年以上の期間、その利払いが未請求である国債は、国債削減委員会が設定する新しい別個の口座に移転される」と規定されているが、この規定には関して説明が必要である。未請求を確認する日時

を1816年7月1日とすると、1806年7月1日以前に未請求が生じたことになるが、例えば1806年の1月5日の配当を受け取らず、それが1、2回から10数回続いたが、利子を生み出す原国債を1816年7月1日より前に売却した場合は、第1条の規定は適用されず、未請求金はイングランド銀行の手元に残されることになる。移転されるのは、国債保有者が10年以上配当を請求せず、1816年7月1日時点でも原国債を保有している場合であり、原国債とその配当が委員会に移転される。しかし、1845年からは、所有者が原国債を売却し、未請求の配当金がイングランド銀行に手元に残されていた場合も、委員会に移転されるようになった（House of Commons, 1890-91, p. 195）。

また、「保有者の氏名、住所、職業、移転された金額、移転の日付を記載したリストは、イングランド銀行に保管され、イングランド銀行の通常の名義書換時間中に、閲覧可能であり」（第1条）、「移転された国債及びそれへの利子に対するそれぞれの権利者の請求を受ける」（第4条）と規定され、1818-43年間に移転された国債残高の年平均12.8%が請求した権利者に戻されている（House of Commons, 1890-91, p. 196）。

5) 未請求者総数に占める死亡者の比率は、1791cでは11.2%、1800dでは11.2%、1805eでは7.0%、1823fでは14.4%、1836gでは20.8%、1842hでは12.8%であった。

6) 国債の移転が開始された初年度の「1817年1月5日に終わる1年間」に移転された額は、1817年1月以前に10年間以上未請求であった全ての国債を含むが、次年度の「1818年1月5日に終わる1年間」に移転された国債額は、文字通り、当該1年間中に10年以上未請求と

なった国債額を示している。また、イングランド銀行取扱い国債中、3%コンソルの比率は、1804年61.8%、1815年54.9%、1817年50.8%、1823年49.5%であり（稲富、2000、9頁、図表1-2、Fairman, 1816, p. 168, Fairman, 1824, pp. 232-3）、そのデータから各年のコンソル比率を推定した。1年間に移転された国債額に、コンソル比率を乗し、移転されたコンソルの額を推定した。その額を「1818年1月5日に終わる1年間」に10年間未請求である口座数、すなわち、1823fにおいて1807年7月および1808年1月から10年間未請求である口座数で除し、一口座当たりの保有額を推定した。その作業を1823年までの各年について実施した結果が、表5の1818年～1823年のデータである。1831年以降は、1836gが示す実際に移転された口座数で除して推定しているので、1818年～1823年のデータよりも確度が高い。

7) 本論文での未請求者の地域・階層分布の分類基準については、稲富（2000、234-5頁、注16）を参照。

8) 表8の関係性における「機関」とは病院・慈善団体等の機関のために保有しているケース、「外国」とは氏名からして同一外国籍と考えられるケース、「信託」とは誰その信託を受けて保有しているケースである。

9) 厳密に言うと、319名が複数の口座、675口座に記載されているので、保有者は22,661名である。しかし、複数口座保有者を、どのように処理するかは非常に難しく、また、複数口座保有者の影響は、年代別に分類すると1%未満なので、複数保有が存在していないとして分類した。したがって、23,017という数字は、厳密には22,661名が保有している口

座数を意味する。

- 10) ホーム・カウンティーズに関して、筆者は Dickson (1967, p. 256, note 3) を誤読し、稲富 (1980) 以来、ホーム・カントリーと一貫して誤称していた。ここに訂正する。
- 11) イングランド銀行、東インド会社、南海会社、Royal Exchange Assurance Co.、London Assurance Co. の総裁・重役を除いた個人応募者。
- 12) 他の関係する研究として、Ward (1974, pp.74-5, table 1) は、1755-1815年間の運河投資金額の21.4%を資本家(貿易・卸商人、銀行家、裕福な金利生活者)が、17.6%を商人が、17.3%を地主が、製造業者が14.7%が提供したことを明らかにしている。
- 13) 1791a～1823fに記載されている家庭内被雇用者972人の職種呼称として、Servant to XXと記載されている場合が圧倒的で、903件(92.9%)を占め、Coachman 27件、Gardener、Stablekeeper、Butlerがそれぞれ8件であった。女性の家庭内被雇用者は、全てServantと称され、Maidとは呼称されていなかった。なお、男女比は1791aでは7:3であったが、1823fでは5.5:4.5と、女性の被雇用者が増加している。
- 14) 人口1,000人当たりの国債保有者は以下のように推定した。全国債保有者5万人の内、10%を外国人として控除し、残りの87%の3.92万人がロンドン、8%の0.36万人がHCsに住んでいると推定した。1750年のロンドン人口は65万人、HCsの人口は34万人として、計算した(稲富、2000、47頁、注45)。また、1821年のセンサスではEngland & Walesの20才以上の比率は51%であり、70年前の18世紀中葉ではその比率は相当低いのであるが、50%を援用

した(Mitchell, 1988, p.15, 邦訳、1995、15頁)。

参考文献

- 稲富信博(1980)「イギリス国債投資の展開とロンドン証券取引所の成立」『金融経済』185号。
- 稲富信博(2000)『イギリス資本市場の形成と機構』九州大学出版会。
- 稲富信博(2014)「イギリスの1797年国債応募者についての一分析」『経済学研究』(九州大学)第81巻第4号。
- 坂本優一郎(2015)『投資社会の勃興—財政金融革命の波及とイギリス—』名古屋大学出版会。
- Acres, W. M. (1930), *The Bank of England From Within 1694-1900*, Oxford U. P., 2 vols.
- Anon (1833), *The Stranger's guide to the Islands of Guernsey and Jersey*, J. E. Collins.
- Bank of England (1791a), *A list of the names of such proprietors of the public funds, transferable at the Bank of England, as were entitled to dividends on or before the 31st of December 1780, and which remained unpaid on the 31st of December 1790: stating the number of dividends due to each proprietor, and the dates when the first dividends became payable; together with such descriptions of the said persons, as entered in the books of the Governor and company of the Bank of England.*
- Bank of England (1791b), *-ibid-*.
- Bank of England (1791c), *The names and descriptions of the proprietors of unclaimed dividends on Bank Stock, and on the public funds, transferable at the Bank of England, which became due between 31st December 1780, and the 31st of December, 1788, and remained unpaid on the 21st October*

1791, with the dates when the first dividends respectively became payable, and the number of dividends due.

Bank of England (1800d), *Proprietors of unclaimed dividends on Bank Stock, and on the public funds, transferable at the Bank of England, which became due on and before the 5th July 1797, and remained unpaid of the 1st October 1800, with the date when the first dividends respectively became payable, and the number of dividends due.*

Bank of England (1805e), *The names and descriptions of the proprietors of unclaimed dividends on bank stock, and on public funds, transferable at the Bank of England; which became due on and before the 10th October, 1802, and remained unpaid the 29th June, 1805. With the dates when the first dividends respectively became payable, and the number of dividends due thereon.*

Bank of England (1823f), *The names and descriptions of the proprietors of unclaimed dividends on Bank stock and on all government funds and securities, transferable at the Bank of England, which became due on and before the 5th January, 1820, and remained unpaid the 31st December, 1822: including all Stock upon which Dividends have been unclaimed for ten years, together with the Dividends thereon, which have been transferred and paid to the Commissioners for the Reduction of the National Debt, in pursuance of the Act of 56th Geo. III, Cap.60: with the dates when the first dividends respectively became payable, and the number of dividends due thereon.*

Bank of England (1836g), *The names and descriptions of the proprietors of all government funds and securities transferrable at the Bank of*

England, whose stock and dividends have been transferred to the Commissioners for the Reduction of the National Debt. In pursuance of the Act of 56th Geo. III, Cap. 60. as unclaimed for ten years and upwards, since the date of last publication in 1823, to 5th January, 1836, inclusive, with the dates when the first dividends respectively became payable thereon.

Bank of England (1842h), *The names and descriptions of the proprietors of all government funds and securities transferable at the Bank of England, whose stock and dividends have been transferred to the Commissioners for the reduction of the national debt. In pursuance of the Act of 56th Geo. III, Cap. 60. as unclaimed for ten years and upwards, since the date of last publication in 1841, to 5th January, 1842, inclusive, with the dates when the first dividends respectively became payable thereon.*

Carter, A. (1953), 'Dutch Foreign Investment, 1738-1800', *Economica*, vol. XX.

Clapham, J. H. (1944), *The Bank of England: A History*, 2 vols, Cambridge U. P. (英国金融史研究会訳『イングランド銀行 その歴史』ダイヤモンド社、1970年)

Commissioners for Auditing the Public Accounts (1790a), *An account of the sums received by the Bank, towards paying the dividends due on the several public funds, for a year, from the 5th July 1788 to the same time 1789.*

Commissioners for Auditing the Public Accounts (1790b), *An account of the amount of unclaimed dividends, and other sums of public money, remaining unpaid in the Bank of England, from the year 1736 to the year 1789.*

- Dickson, P. G. M. (1967), *The Financial Revolution in England*, rep., Gregg Revivals, 1993.
- Fairman, W. (1798), *The Stocks Examined and Compared: or, A Guide to Purchasers in the Public Funds*, 3rd ed.
- Fairman, W. (1816), *An account of the several public funds, including those created by the imperial and Irish loans, transferrable at the Bank of England*, 6th ed.
- Fairman, W. (1824), *An account of the public funds transferrable at the Bank of England, and of the stocks of some of the principal public companies in London*, 7th ed.
- Green, D. R. and A. Owen (2003), 'Gentlewomanly capitalism?: Spinsters, widows, and wealth holding in England and Wales, c. 1800-1860', *Economic Historical Review*, vol.56, no.3.
- House of Commons (1791), *Journal of the House of Commons*, 15 March 1791.
- House of Commons (1817), *An account of the total amount of unclaimed dividends, including lottery prizes, in the hands of the bank, on the first and fifteenth days of every month in the year 1816 inclusive*. Accounts and Papers, No. 15.
- House of Commons (1823), *Dividends. An account of the total number of persons, to whom half a year's dividend on three per cent consols became due on the 5th January last*, Accounts and Papers, No. 252.
- House of Commons (1890-91), *National Debt. Report by the Secretary and Comptroller General of the proceedings of the Commissioners for the Reduction of the National Debt, from 1786 to 31st March 1890*. Accounts and Papers, No. c 6539.
- Lambert, S. (ed.) (1975-76), *House of Commons Sessional Papers of the Eighteenth Century*. vol.81, Scholar Resources.
- Lowe, J. (1822), *The Present State of England*, A. R. Spottiswoode.
- Mitchell, B. R., *British Historical Statistics*, Cambridge U. P., 1988. (犬井正監訳『イギリス歴史統計』原書房、1995年)
- Morris, R. J. (1994), 'Men, Women, and Property: The Reform of the Married Women's Property Act of 1870' (in F. M. L. Thompson (ed.), *Landowners, Capitalists, and Entrepreneurs*, Oxford U. P.)
- Mortimer, T. (1761-1807), *Every man his own broker; or, A guide to the stock-exchange*. 1st-14th ed.
- Neal, L. (1990), *The Rise of Financial Capitalism: International Capitalmarkets in the Age of Reason*, Cambridge U. P.
- Newton, R. (1968), 'Society and Politics in Exeter 1837-1914' (in H. J. Dyos (ed.), *The Study of Urban History*, David & Charles)
- Oppers, S. E. (1993), 'The Interest Rate Effect of Dutch Money in Eighteenth-Century Britain', *Journal of Economic History*, vol. LIII.
- Pratt, J. T. (1830), *The History of Savings Banks in England, Wales, Ireland*, C. J. G. and F. Rivington.
- Pressnell, L. S. (1956), *Country Banking in the Industrial Revolution*, Clarendon Press.
- Sinclair, S. J. (1803-4), *The History of the Public Revenue of the British Empire*, 3 vols, 3rd edn.
- Ward, J. R. (1974), *The Finance of Canal Building of the Eighteenth Century England*, Oxford U.P.
- Wilson, C. (1941), *Anglo-Dutch Commercial Finance in the 18th Century*, rep., Cambridge U.P., 1966.

Wright, J. F. (1997), 'The Contribution of Overseas Savings to the Funded National Debt of Great Britain, 1750-1815', *Economic History Review*, vol. 50.

Politics, and Literature for the Year 1797, 1800.
<<http://catalog.hathitrust.org/Record/000494201>> アクセス日、2014/11/18

[九州大学名誉教授]

The Annual Register, or a View of the History,